

大刀洗町人権教育・啓発推進基本計画 改定

2023（令和5）年3月

大刀洗町

～目次～

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景と社会の取組	1
2 基本的考え方	3
3 大刀洗町人権問題に関する町民意識調査からの課題整理	5

第2章 人権課題の現状と施策の方向性

1 同和問題	14
2 女性	16
3 子ども	19
4 高齢者	22
5 障がいのある人	24
6 外国人	26
7 感染症患者等	27
8 犯罪被害者等	29
9 インターネットによる人権侵害	31
10 性的少数者	33
11 さまざまな人権課題	35

第3章 人権施策の総合的な推進

1 人権教育・啓発の推進	36
2 相談・支援・権利擁護の充実	39

第4章 推進体制等の充実

1 全序的な推進体制	40
2 関係機関・団体等との連携・協力	40
3 計画の推進期間と見直し	40

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景と社会の取組

(1) 国際社会の取組

第2次世界大戦後、平和の維持と人権及び基本的自由を尊重するため、第3回国連総会において1948(昭和23)年「世界人権宣言」を採択しました。第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、お互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」ことを明らかにしました。その後、国連では、国際婦人年、国際障害者年などの制定や国際人権規約をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」など、人権関連条約や宣言を決議し、各分野での人権課題に取り組んできました。

また1994(平成6)年「人権教育のための国連10年」を採択し、1995年から2004(平成7~16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定める決議が採択され、行動計画が提起されました。2004(平成16)年「人権教育のための世界計画」を採択し、終了时限を設げずにフェーズ及び行動計画を策定しました。第1フェーズ(2005~2009年)は「初等中等教育」をテーマにし、第2フェーズ(2010~2014年)は「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権プログラム」をテーマにしています。さらに、第3フェーズ(2015~2019年)は「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の推進」をテーマにし、第4フェーズ(2020~2024年)は「青少年のための人権教育」をテーマにしています。

2015(平成27)年「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、女性及び女児に対する差別の撤廃をめざすことを示した「ジェンダー」等、17のゴール(なりたい姿)と169のターゲット(具体的な達成基準)を定めたSDGs(持続可能な開発目標)が示されました。



(2) 国の取組

- ・1947（昭和 22）年「日本国憲法」制定
11 条では、「基本的人権の享有と永久の権利」がうたわれています。
- ・1969（昭和 44）年「同和対策事業特別措置法」制定
生活環境の整備など諸施策が推進されました。
- ・1995（平成 7）年「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置
- ・1997（平成 9）年「人権教育のための国連 10 年」策定
- ・2000（平成 12）年「児童虐待の防止等に関する法律」整備
- ・2000（平成 12）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
国・地方公共団体、国民の責務が明記されました。
- ・2001（平成 13）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」整備
- ・2006（平成 18）年「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」整備
- ・2012（平成 24）年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」整備
- ・2016（平成 28）年「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」整備
- ・2019（令和元）年「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」整備

(3) 福岡県の取組

- ・1998（平成 10）年「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」策定
- ・2003（平成 15）年「福岡県人権教育・啓発基本指針」策定
- ・2017（平成 29）年「福岡県総合計画」策定
- ・2017（平成 29）年「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」制定
- ・2018（平成 30）年「福岡県人権教育・啓発基本指針」改定
- ・2018（平成 30）年「福岡県犯罪被害者等支援条例」「福岡県における性暴力を根絶し、性被害者から県民等を守るための条例」制定
- ・2019（平成 31）年「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」改正
- ・2019（平成 31）年「福岡県部落差別解消の推進に関する条例」制定

(4) 大刀洗町の取組

- ・1995（平成 7）年「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」制定
あらゆる差別をなくし、明るく住みよい大刀洗町の実現に寄与することを目的としています。
- ・2009（平成 21）年「大刀洗町男女共同参画推進条例」制定
男女の人権が平等に尊重され、ともに自立し支え合い、個性や能力を発揮できる男

- 女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
- ・2010（平成22）年「大刀洗町人権教育・啓発推進基本計画」策定
女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等をめぐる様々な人権問題の多くの課題が残されていることから、人権施策の取組指針としています。
 - ・2012（平成24）年「大刀洗町人権教育・啓発推進実施計画」策定
 - ・2020（令和2）年「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」施行
1995（平成7）年制定の「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を一部改正しました。
 - ・2023（令和5）年「大刀洗町人権教育・啓発推進基本計画」改定
人権を取り巻く状況の大きな変化や、令和元年に実施した町民意識調査の結果と、これまでの人権教育及び啓発の成果と課題を踏まえ、必要な見直しを行うために推進基本計画の改定に至りました。今回の改定では、これまでの取り組みを継承しつつ、インターネットによる人権侵害や、性的少数者に加え、新型コロナウイルス感染症に関する差別など新たに顕著化した問題についても、教育・啓発の取り組みを推進していきます。

2 基本的考え方

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、町民一人ひとりが人権を尊重し合える社会の実現に向けた、本町の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題に対する具体的な取り組みなどを明らかにし、人権施策を総合的かつ効果的に推進していくための指針となるものです。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」及び町の「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」等の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的・計画的・効果的に推進するためのものです。

本計画に基づき、以下の理念を念頭に、町民一人ひとりがあらゆる場において人権教育・啓発に参画し、日常生活において人権問題を自らの問題として受けとめ、実践を通じて、互いに尊重し合える社会づくりと「人権という普遍的文化の構築」をめざします。

（1）人権尊重の基本理念

人権とは、すべての人が人間の尊厳に基づきもつておられる固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。この理念は、基本的人権を保障した日本国憲法や世界人権宣言によって明文化されています。

人は様々な人々とのつながりの中で社会生活を営み、それぞれの幸福を希求し、平和で豊かな社会の実現を願っています。このことは一人ひとりの人権が尊重されてこそ実現できるものです。

人権が尊重される社会を実現するためには、すべての個人が相互に人権の意義及び尊重について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められています。

そのためには、人権問題を一人ひとりが自分自身の課題として、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発に積極的に取り組み、人権尊重の理念についての理解を深めるとともに実践していくことが必要です。

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、お互いに人権を尊重し合う心豊かな共生社会の実現をめざします。

(2) 人権施策を推進する理念

人権施策をあらゆる面で総合的に推進していくには、人権教育・啓発の推進がその主要な柱となります。2000（平成12）年12月に施行した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、同法第3条に「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」とあります。また、同法第5条に地方公共団体の責務として、「その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあり、さらに同法第6条では、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」とあります。

人権施策の推進においては、この法の精神に基づき総合的かつ効果的に取り組むものとします。

(3) 基本目標

あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちを実現するため、お互いに尊重し合える社会の実現をめざし、様々な人権問題の解決に向けた人権施策に取り組みます。

本計画では、「町民一人ひとりが自由で平等な生活を営むことができるようお互いの人権を尊重し合う、差別のない明るく住みよい大刀洗町の実現」を基本目標とします。

3 大刀洗町人権問題に関する町民意識調査からの課題整理

大刀洗町では、令和元（2019）年8月人権問題に関する町民意識調査を実施しました。

（1）調査の概要

調査対象	大刀洗町に住民登録している18歳以上の住民2,000人
抽出方法	層化無作為抽出
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期間	令和元（2019）年8月6日～8月26日
有効回答数	49.7%（978人/1,966人）

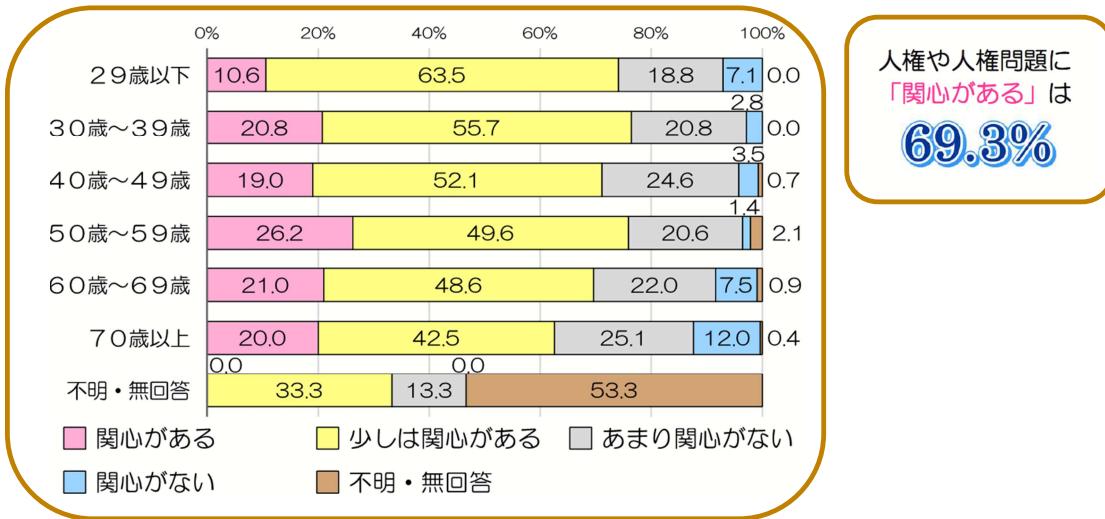
※回答率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、数表・図表に示す回答率の合計は必ずしも100.0%にならない場合があります。また複数回答を求めた設問では、項目別に、基準（標本数）に対するその項目を選んだ回答者の割合を示しており、合計が100.0%を超える場合があります。

（2）調査結果の概要と課題

ア 人権全般について

（ア）人権や人権問題についての関心

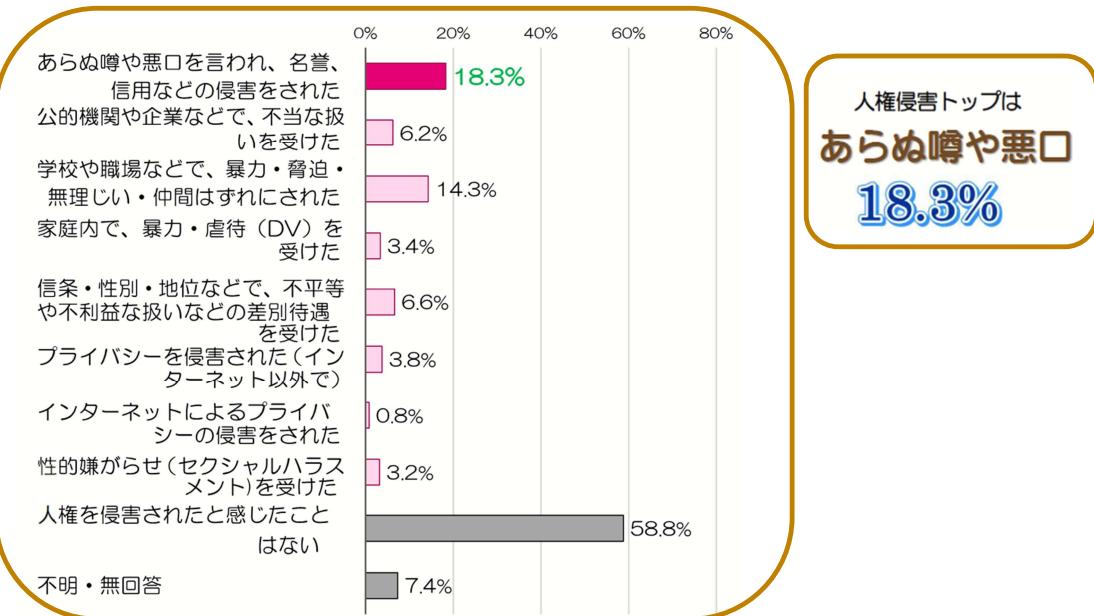
人権や人権問題に関心があるグループが約7割いる一方、約3割の方が「人権を特定の人々の問題」だと考えている結果もみえてきます。約3割の「関心がない」グループへの、人権教育・啓発の在り方が課題となります。



（イ）「人権が侵害された」と感じた経験の有無とその内容

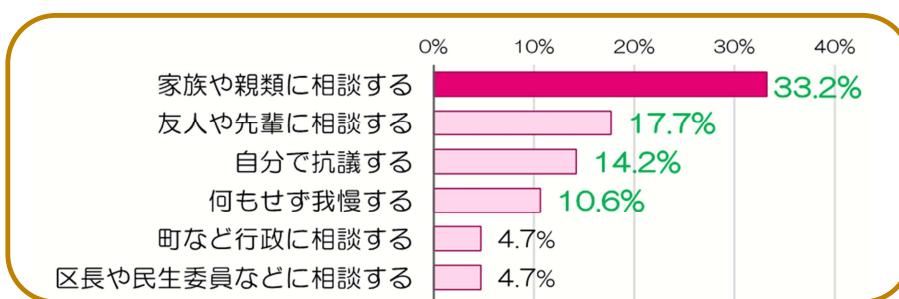
全体の約3割が人権を侵害されたと回答しており、内容では、「あらぬ噂や悪口を言われ、名誉、信用などを侵害された」が18.3%を占めています。このことを踏

まえ、さらなる人権教育・啓発が課題となります。



（ウ）自己の権利が侵害されたときの対処の仕方

家族や親類に相談 33.2%・友人や先輩に相談 17.7%・自分で抗議が 14.2%となっています。個人関係で対処しようとする傾向があり、公的機関に相談する人が非常に少ないのが特徴です。安心して相談できる公的な場の充実が求められています。



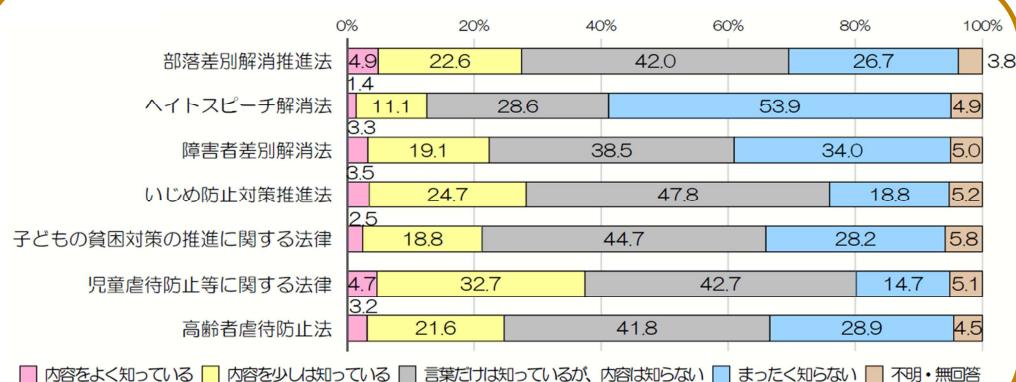
（エ）関心がある人権問題

「障がい者の人権に関する問題」「子どもの人権に関する問題」に高い関心が示されています。しかし、「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」については 59 歳以下が高く、「子どもの人権に関する問題」については 30 歳～59 歳が非常に高い割合を示しています。また 70 歳以上になると「高齢者の人権に関する問題」の関心が高く、年齢層による特徴がみられるものがあります。



(オ) 人権問題に関する法律の認知度

児童虐待防止等に関する法律 37.4%・いじめ防止対策推進法 28.2%と子どもの人権に関する法律についての認知度が高いことがわかります。一方、「関心がある人権問題」で一番関心度が高かった「障がい者の人権に関する問題」に関する法律「障害者差別解消法」の認知度が 22.4%と、他の法律の認知度に比べて低いことがわかります。障がい者を「保護の客体から権利の主体」としてみていく法律を十分に理解してもらうために、教育・啓発の取り組みが課題となります。



イ 様々な人権課題について

(ア) 部落問題（同和問題）を初めて知った時期

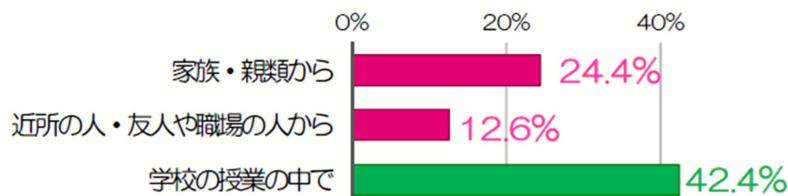
小学生のころ 44.2%、中学生のころ 23.6%で全体の 67.8%を占めており、義務教育の年代に部落問題（同和問題）を初めて知った割合が多いことがわかります。



小学校と中学校の
義務教育の期間
67.8%

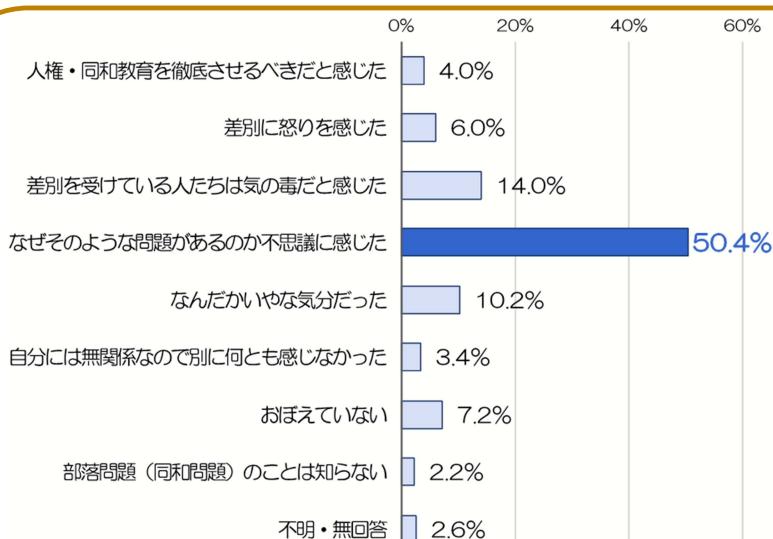
(イ) 部落問題（同和問題）についての知識の提供者（物）

学校の授業の中で 42.4%・家族・親族から 24.4%・近所の人・友人や職場の人から 12.6%となっており、殆どの人が学校の授業や、身近な人から知識を得ていることがわかります。



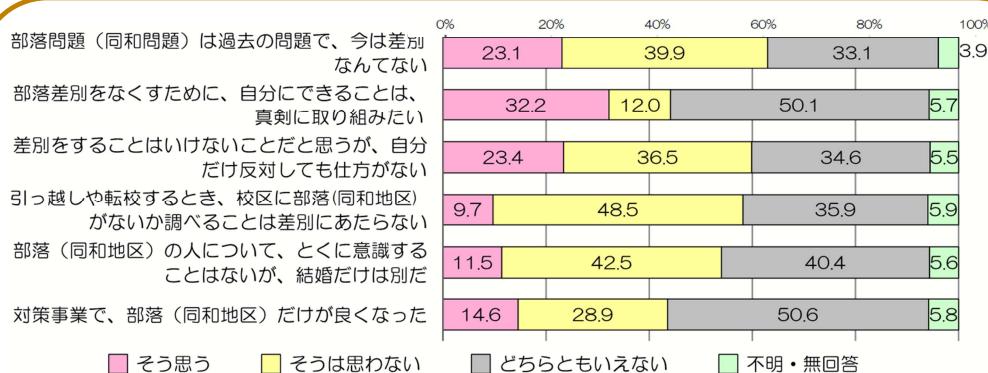
(ウ) 部落問題（同和問題）を初めて知ったときの気持ち

誰から聞いたのかに関係なく「なぜそのような問題があるか不思議に思った」が5割を占め、自分との関係で部落問題（同和問題）を受け止めていないことがわかります。



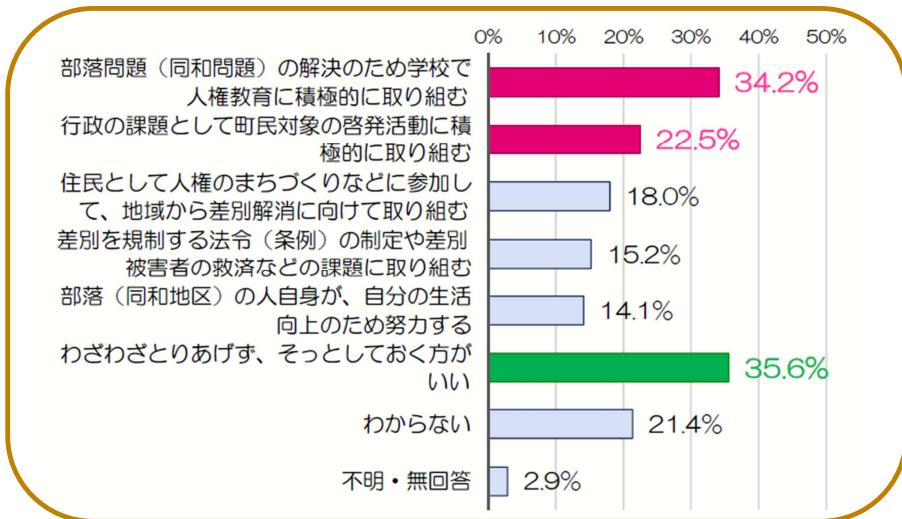
(エ) 部落問題（同和問題）についての意見に対する考え方

4割近くが部落差別は今の社会に存在していることを認めていることがわかります。「自分にできることは、真剣に取り組みたい」と「自分が反対しても仕方がない」を見比べてみると、約3割が真剣に部落問題（同和問題）の解決を望んでいることがわかります。



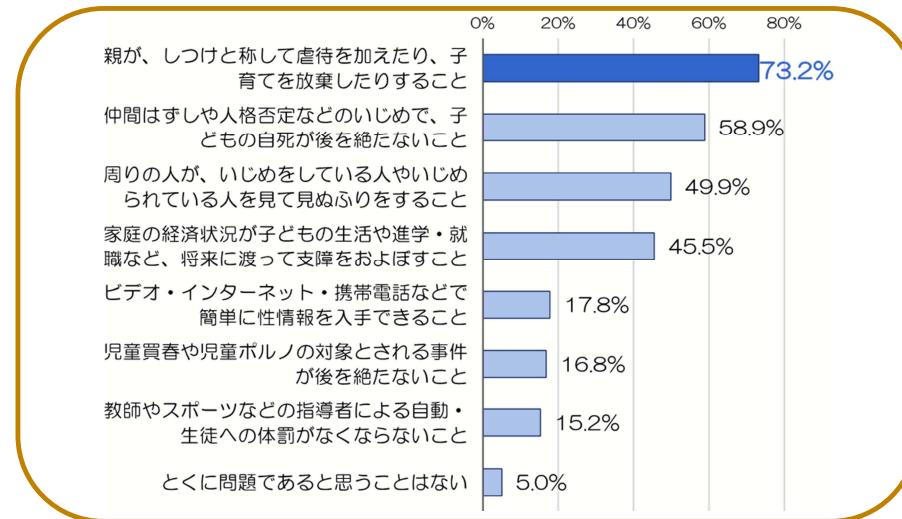
(オ) 部落問題（同和問題）を解決するための方法

39歳以下では「人権教育に積極的に取り組む」、60歳以上になると「そっとしておく方がいい」が一番多い結果になりました。俗に言う「寝た子を起こすな」の考えと「寝た子を正しく起こせ」の意見が二分していることがわかります。差別の現実を正しく知らせ、問題解決の方法を示すことが必要です。



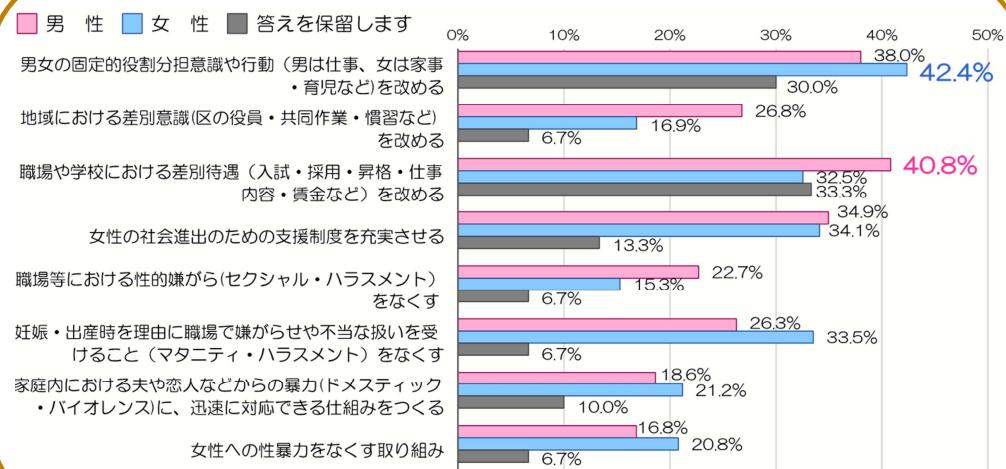
(カ) 子どもの人権（子どもの人権に関することで、とくに迅速に改善すべき問題）

「児童虐待」「いじめ」など、子どもを取り巻く問題がますます深刻になっており、早急に改善することが必要です。



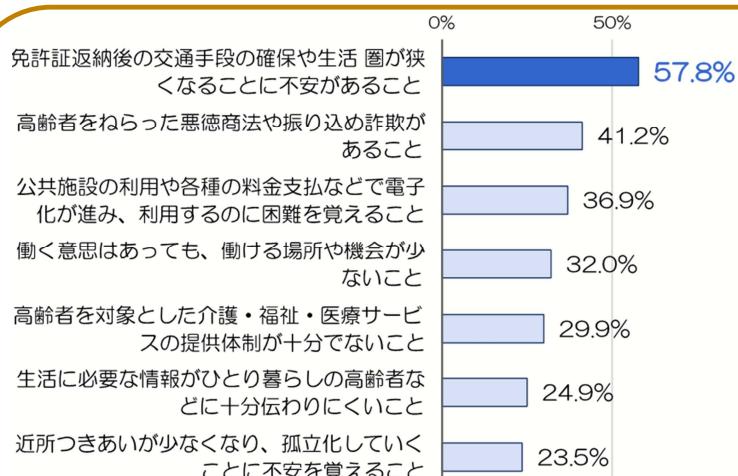
(キ) 女性の人権（女性の人権に関することで、とくに取り組んでもらいたいこと）

当事者（女性）としては、性別役割分担意識の改善や妊娠・出産時の不当な取扱い等の改善を求める意見が多いことがわかります。またどの年齢層も「男女の固定的役割分担意識や行動を改める」「職場や学校における差別待遇を改める」等、改善や体制の強化を望んでいることがわかります。



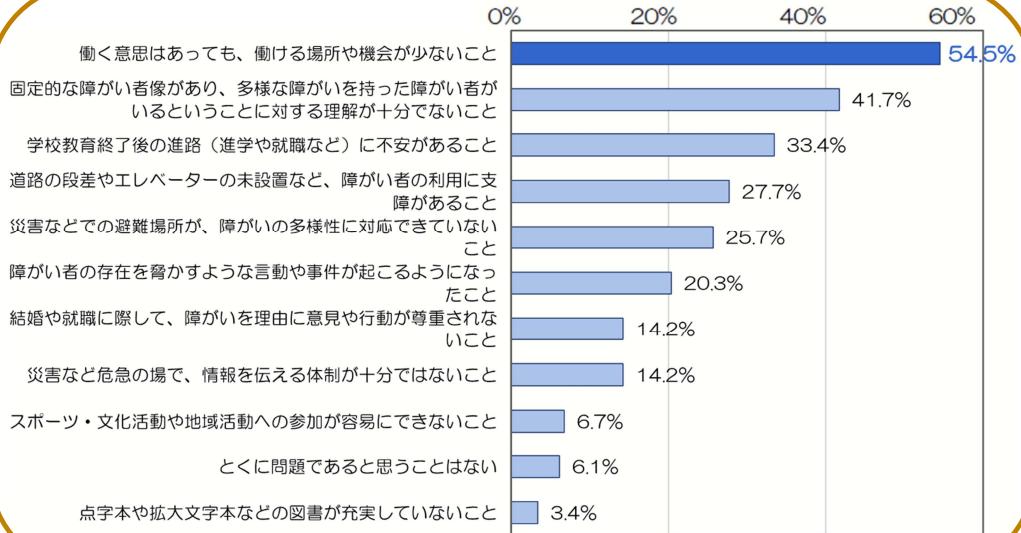
(ク) 高齢者的人権（高齢者的人権に関することで、とくに問題であると思うこと）

年齢層により調査結果に差がありその年齢になって初めて感じる固有の課題があることがわかります。生活圏拡大のための移動手段と年齢や健康状況に合った社会参加の機会を確保することが課題です。



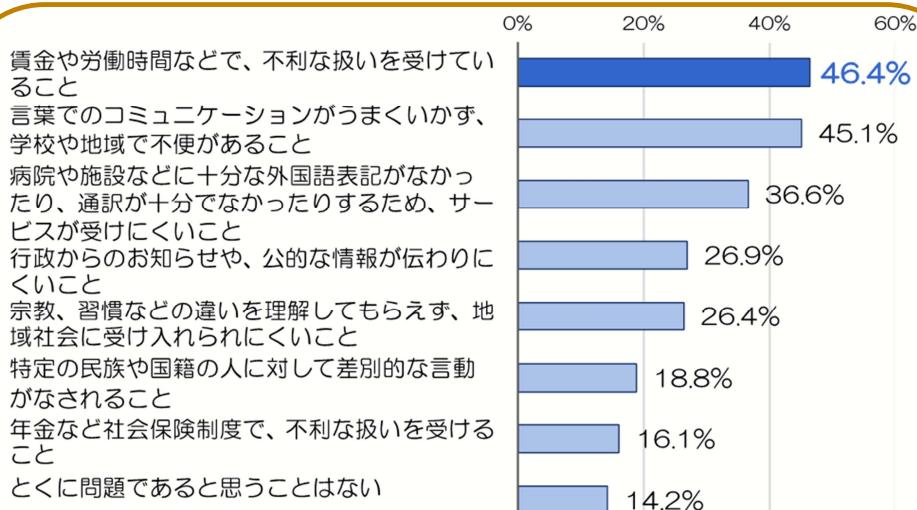
(ケ) 障がい者の人権（障がい者の人権に関することで、とくに問題であると思うこと）

障がい者が働く場所や機会が少ないと、理解が十分でないことが問題という回答が多く、障がいを持っている人の自立と、障がいの多様性に対応すること（合理的配慮の充実）が課題です。



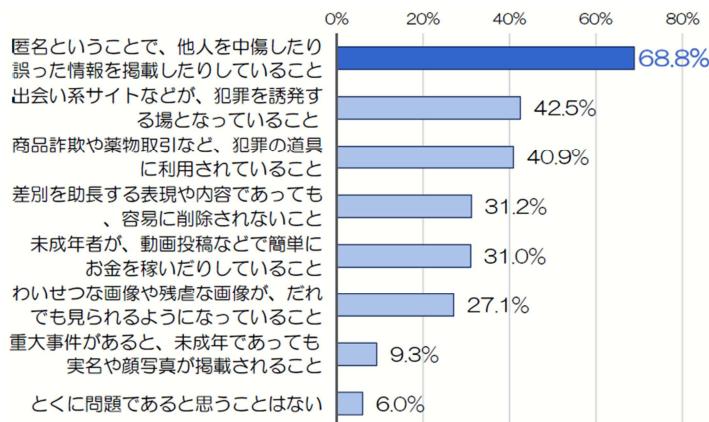
(コ) 在日外国人の人権（日本に居住する外国人の人権に関することで、とくに問題であると思うこと）

賃金や労働条件、言葉の問題により生じる日常生活の不便さをどう解決していくかが課題です。



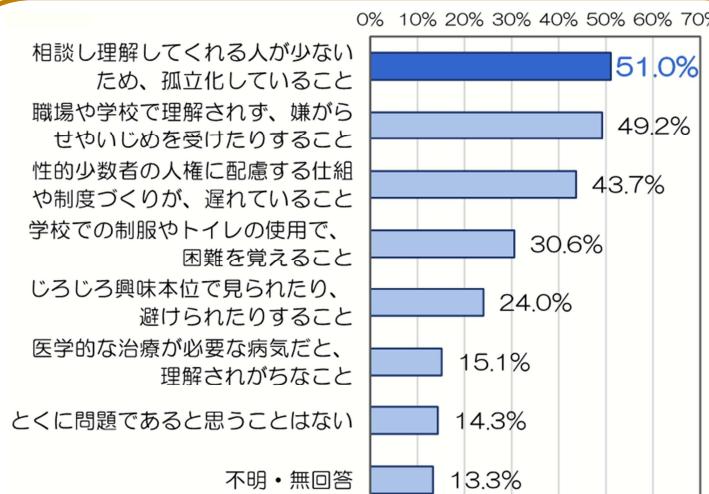
(サ) インターネットによる人権問題（インターネットに関することで、とくに問題であると思うこと）

人権とインターネットの問題は、匿名で他人を中傷したり誤った情報を掲載したりしていることです。さらに犯罪を誘発する場ともなっています。また「被差別部落名」をネット上で暴き・さらし・拡散させる、現在のネット社会における部落差別も深刻化しています。インターネット利用上の注意喚起や、情報の選別の仕方、人権について考える力について啓発・研修をしていく必要があります。



(シ) 性的少數者の人権問題（性的少數者の人権に関することで、とくに問題であると思うこと）

性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。カラダ・ココロ・好きになる性は多様で、正しく知り、正しく行動することが必要です。理解を得る啓発・研修をしていく必要があります。

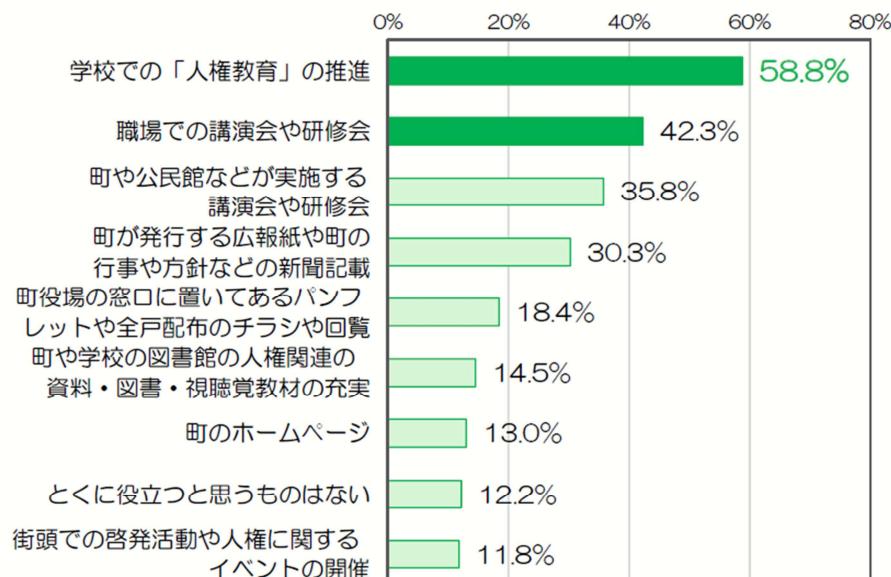


ウ 人権問題の啓発について

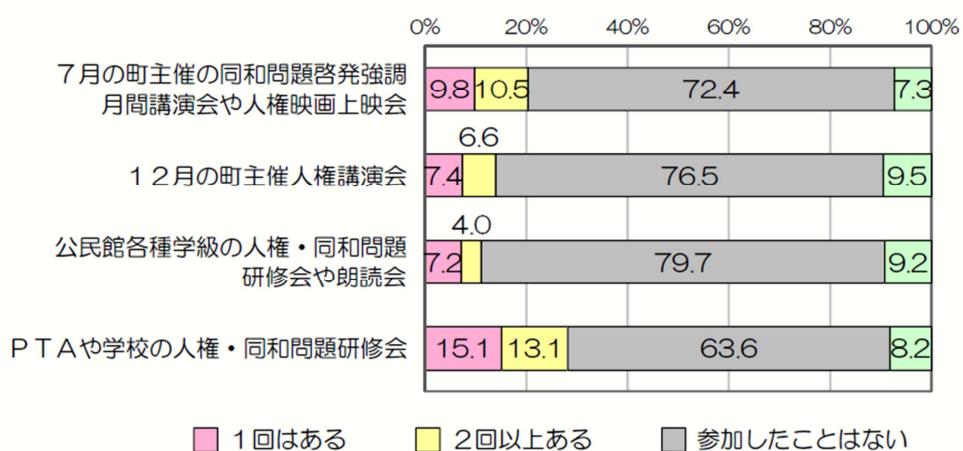
学校や職場、町など身近な講演会や研修会で、人権問題についての理解を深めている人が多いことがわかります。一方、町や学校などが主催する「人権・同和問題」の講演会や研修の参加が少ないこともわかります。

職場での講演会や研修会が実施されてない自営業の町民や、町が実施する講演会や研修会に参加していない町民にとって、「町が発行する広報紙や町の行事や方針などの新聞記載」が大切な情報源であることを考えると、広報紙やSNS等の内容の検討が必要です。また町主催の講演会や人権映画上映会の若年層の参加が少ないとに対する内容・実施方法等の対策が喫緊の課題です。

(ア) 人権問題についての理解を深めるために役立つと思うもの



(イ) 町や学校などが主催する「人権・同和問題」の講演会や研修会への参加状況



第2章 人権課題の現状と施策の方向性

1 同和問題

(1) 現状と課題

1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」では、その前文で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかる課題である。（中略）その早急な解決こそ國の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べています。この答申を受けて國は1969（昭和44）年に制定された「同和対策事業特別措置法」やその後の特別措置法に基づき、30数年にわたり様々な施策を積極的に推進しました。

2016（平成28）年には「部落差別解消推進法」を施行し、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である。」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げ、相談体制の充実や教育・啓発に関し、國の責務や地方公共団体の努力義務を定め、國が部落差別の実態調査を行うことを規定しました。

福岡県においても、2019（平成31）年3月に、「福岡県部落差別解消推進条例」を施行し、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消に向けた施策を推進しています。

本町においては、2020（令和2）年4月に、既存条例の拡充を図り「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を施行し、さらなる教育・啓発の推進と相談支援体制の充実等を規定しました。

しかしながら、心理面での差別意識の解消は十分とはいえず、今もなお結婚差別や差別落書き等が継続して発生しているほか、インターネット上では同和地区の所在情報の流布や差別的な書き込みなどの問題が深刻化しています。

また、同和問題の解決に向けた取り組みに逆行する「えせ同和行為」や悪質な差別事象の問題、教育、就業における格差の問題など、今後も取り組まなければならぬ幾多の課題を抱えています。

(2) 施策の方向性

2002（平成14）年3月31日の「地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律」の失効により、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策事業は終了しました。しかし、この法が失効したことを使って、同和問題が完全に解決したというわけではありません。

今後の同和行政を推進する施策については、一般施策の中で、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めながら実施するとともに、「同和対策審議会答申」や「地域改善対策協議会意見具申」の趣旨を十分認識しながら、これまでの同和教育や啓発活動への評価を踏まえ、差別意識の解消に向けて町民の人権意識の高揚を図り、

全ての人が同和問題を正しく認識、理解することができるような教育・啓発を推進します。

町では、これまで7月の同和問題啓発強調月間や12月の人権週間において、街頭での啓発を行うとともに講演会などを開催してきました。今後も町民全体への啓発活動に取り組み人権意識の高揚を図ります。

ア 同和問題啓発の推進

町民一人ひとりが同和問題についての正しい認識・理解を深められるような啓発内容や手法を研究し、同和問題啓発に取り入れます。

また、同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発活動の充実に努めます。

イ えせ同和行為の排除

同和問題解決の大きな阻害原因であるえせ同和行為に対しては、広報などを通じて町民や企業に啓発を図るとともに、法務局や関係団体と連携して、その排除に努めます。

ウ 人権・同和教育の推進

(ア) 学校教育における人権・同和教育の推進

就学前、小学校、中学校、高等学校等、一貫した人権・同和教育を推進するため、教育活動全体を通じた取り組みを進めます。差別事象に関する指導等については、事実関係を丁寧に把握し、教育によって解決を図るべき課題を明らかにしたうえで、課題克服に向けた取り組みを推進します。

(イ) 社会教育における人権・同和教育の推進

あるゆる年齢層に対する人権・同和問題の学習機会や情報提供を行います。効果的な学習を進めるために、学習方法の工夫・改善等を進めるとともに、教育資料や視聴覚教材等を活用し、的確な情報提供に努めます。

エ 相談体制の強化

人権相談業務に従事する町職員、民生委員・児童委員、法務局、人権擁護委員等との連携を図り、同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題に関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。また広報等を通じて、相談窓口の周知に努めます。

2 女性

(1) 現状と課題

1975（昭和 50）年に国際婦人年世界会議が開催され、「平等・発展・平和」の 3 つの目標を実現するための「世界行動計画」が採択されました。続いて、1979（昭和 54）年の国連総会において「女子差別撤廃条約」が採択されるなど、国際社会においては、これまで女性の人権や地位向上のために様々な取り組みが行われてきました。

このような国際的な男女平等推進の流れの中で、我が国においては、1985（昭和 60）年 6 月に「男女雇用機会均等法」が成立し、同年 7 月に「女子差別撤廃条約」を批准するなど、法制度における人権尊重と男女の平等が保障されました。しかしながら、依然として女性の社会的地位は抑えられている状況にあったことなどから、1996（平成 8）年には内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部において、「男女共同参画 2000 年プラン」が制定され、各地方自治体でも女性問題解決の取り組みが活発に行われるようになりました。

また、1999（平成 11）年 6 月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のある分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。」と定義しています。翌年 12 月には「男女共同参画基本計画」が策定され、積極的な取り組みが始まりました。また、女性に対する暴力の立法的な措置として、2000（平成 12）年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

2015（平成 27）年には、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする全ての女性がその個性と能力を十分に發揮して活躍できる社会づくりを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が公布され、同法第 15 条第 1 項の規定に基づき、2016（平成 28）年から 5 年間を計画期間として取り組む「事業主行動計画」の策定を義務付けました。

国の「令和 2 年度雇用均等基本調査」によると、男性の育児休暇取得率は 2020（令和 2）年度で 12.65%、今後は 2025（令和 7）年度までに 30%に上げることなどを目標に掲げ、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。また、2021（令和 3）年 6 月に改正された育児・介護休業法では、男性の育児休業の取得を促進するための新たな制度「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設され、2022（令和 4）年 10 月からスタートしました。

本町においては、1995（平成 7）年に「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定しました。職域、学校、地域、家庭などの社会のある分野で男女がお互いの人権を尊重し合い、自らの個性や能力を生かしながら、共に責任を担う男女共同参画社会のまちづくりの実現をめざし、2009（平成 21）年 12 月に「大刀洗町男女共同参画推進条例」を制定、2012（平成 24）年に大刀洗町男女共同参画計画

を策定し推進してきました。しかし、2020（令和2）年の町民意識調査結果では、依然として男性優位と感じている割合が高く、特に「政治・経済活動への参加」、「社会通念・慣習・しきたり」では6割を超える人が男性優位と感じていることが分かりました。

法制度や社会環境の整備の進展にもかかわらず、依然として、人々の意識や行動、社会的慣習の中には、「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、男女の役割に対する固定的性別役割分担意識が残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けていることがよくあります。このような社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い合わせし、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、個性や能力を十分に發揮することができる社会づくりのための取り組みが進められています。しかし、世界経済フォーラムが発表する、各国における男女格差を図るジェンダーギャップ指数によると、2021（令和3）年の日本の順位は156か国中120位と低く、各国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、遅れをとっていることを示しています。

「男女雇用機会均等法」等の整備により、制度上男女間に格差を設けることは認められていませんが、固定的な性別役割分担意識の存在から女性が育児・介護の大半を担っている状況もあり、昇給・昇格、役職への登用等に男女間の格差が見られます。

年々、女性の就業率は上昇しているものの、コロナ禍で明らかになったように社会情勢の影響を受けやすい業種や不安定な非正規雇用が大きな割合を占めており、特に経済的に厳しい状況に置かれた非正規雇用労働者やひとり親家庭等への支援が求められています。また、職場における育児休業等両立支援制度の積極的な利用に対する理解がなかなか進まない状況は、女性だけでなく男性にとっても仕事と育児や介護等との両立の妨げとなっている実態があり、男女ともに意識の改革が必要です。

最大の課題は、暴力による人権侵害です。パートナーからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為、性犯罪、売買春、ハラスメント等の行為により、女性や子どもの人権が侵害されている実態があります。女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶をめざし、暴力を容認しない社会づくりや、女性だけでなく男性や性的少数者など多様なDV被害者への適切な支援、被害者支援、二次被害防止等の対策に、関係部署及び関係機関の連携強化が求められています。

（2）施策の方向性

男女の人権が平等に尊重され、共に自立し支え合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。

ア 基本計画の策定

大刀洗町男女共同参画推進条例の理念に基づき職域、学校、地域、家庭などのあらゆる分野において町、町民、事業者などが協働し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開します。

イ 男女共同参画に関する意識啓発活動

男女が平等にお互いの喜びや責任を分かち合っていくことのできる家庭や社会の構築のため、シンポジウムや講演会などイベントやポスター、広報などを通した男女平等の意識啓発を図ります。

本町では、町内小・中学校と連携を図りつつ、早い段階から男女平等の意識を育むことにより、性別等に捉われず自らの個性や能力を生かし、他人を尊重できる子どもたちの育成に努めます。

ウ 女性の社会参画のための条件整備

(ア) 就業に必要な技術、技能などを修得するための各種講座や講習会を開催し、女性の社会参画を支援します。また仕事と家庭の両立が図りやすい職場づくりを町内事業所にも広めるため、国や県と連携して支援体制を強化していきます。

(イ) 男女が共に自立して仕事と子育て、介護などが両立できるよう、子育て支援センター・学童保育所等、子育て支援体制の整備拡充に努めます。

エ 男女が協働するまちづくり

行政組織や各種審議会などへの女性の積極的な登用を進め、女性の意見が政策決定に反映されるよう努めます。

3 子ども

(1) 現状と課題

子どもの人権については、日本国憲法や児童福祉法において、子どもの人権の尊重や福祉の保障といった基本理念が示され、児童憲章においては、子どもが人として、社会の一員として尊重されることが宣言されています。

また、我が国においては、1989（平成元）年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」を1994（平成6）年に批准し、その後「児童の最善の利益の考慮」という条約の精神に沿い子どもの権利を擁護するため、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を、2000（平成12）年には「児童虐待の防止等に関する法律」をそれぞれ制定しました。2013（平成25）年には「いじめ防止対策推進法」が制定され、さらに2017（平成29）年には、「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定するなど関係法令等が整備されました。

また、2022（令和4）年6月には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、社会全体でこども施策を推進するための「こども基本法」が成立しました。

本町においては、2007（平成19）年に「大刀洗町要保護児童対策地域協議会」を設置し、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる要保護児童の早期発見や適切な保護並びに、関係する機関の連携による組織的、効果的な対応を図るよう努めています。

また、2015（平成27）年3月に「大刀洗町子ども・子育て支援事業計画」、2020（令和2）年3月に「第2期大刀洗町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、心身ともに健やかに成長できること」を目標に施策を進めています。

2019（令和元）年の国民生活基礎調査の概況によると、我が国の「相対的貧困率（所得中央値の半分を下回る所得しか得ていない者の割合）」は15.4%であり、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合、いわゆる「子どもの貧困率」は13.5%（7人に1人）となっています。2020（令和2）年12月から2021（令和3）年1月にかけては、国が「ヤングケアラー」に関する初めての調査を行いました。結果は、中学生の5.7%（約17人に1人）、高校生の4.1%（約24人に1人）が世話をしている家族やきょうだいがいるということでした。また、覚せい剤や大麻等の薬物乱用やスマートフォン等のSNSを介したいじめ、性犯罪の被害などの問題が起きています。

このように、子どもの人権尊重の動きが進む一方、虐待、いじめ、体罰、貧困、ヤングケアラーなど子どもの人権侵害が深刻化しており、子どもが被害者となる事件や自殺等が社会問題となっています。子育て家庭が安心して子育てできるよう、地域や社会全体で支援することが求められています。

しかしながら、少子化や家族規模の縮小など社会情勢の変化に伴い、家庭や地域における子育て機能の低下、家族関係の希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境

は大きく変化し、子どもの人権に関わる問題は深刻化しています。また、凶悪、粗暴化する少年犯罪や実親等による児童虐待が深刻な社会問題として増加の傾向にあり、学校におけるいじめや暴力行為、不登校といった問題も依然として解決されていません。

さらに、新たな問題としてニートやひきこもりなどにみられる若者の社会参加の回避といった問題も生じています。

これらの問題の解決にあたっては、すべての子どもが安全に安心して生活し、教育を受けられる環境をつくるとともに、大人社会の利己的な風潮や物質的な価値を優先する考え方を問い合わせ直し、大人が人権尊重の意義を認識し、家庭や学校、地域における子育てや教育のあり方を再構築していく必要があります。

未来を担う子どもを健全に育てていくためには、大人が子ども一人ひとりの人格を尊重し、家庭、学校、地域、関係機関などがそれぞれの役割を發揮し、相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け積極的な取組を推進していくかなければなりません。

(2) 施策の方向性

子どもを基本的人権の享有主体として最大限に尊重する社会の実現を目指して、人権尊重の高揚を図るための取組を推進します。また、子どもの人権尊重の精神に根ざし、子どもが健やかに育成されるための支援策を推進します。

ア 子どもの人権が尊重される社会づくり

次代を担う子どもの人権が尊重される社会づくりを目指し、家庭や学校、地域における役割を明確にし、それが協働して、豊かな心と生きる力を育むための教育・啓発に努めます。

妊娠・出産から子育てへの切れ目ない支援をすることで、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

また、いじめや非行、不登校等の問題に対しては、その原因を究明するとともに、家庭、学校、地域、関係機関との連携を密にして、その解消に向けた取組を推進します。

イ 健やかな育成支援の推進

子育て世代包括支援センターや子育て支援センター、その他専門職が連携して、子育てへの様々な悩みや不安についての相談窓口の充実と相談後の支援体制の強化を図ります。そのためにも、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。

特に、要保護児童など不適切な養育環境にある児童は、健全育成上重大な問題であるため、早期発見体制の確立とともに、関係機関・団体との連携の強化を図り、早期対応・継続的な支援に努めます。また、里親制度についての周知や啓発を行い、地域の人たちの理解につなげます。

ウ 子どもの育成環境の整備

豊かな人間性や規範意識、社会性を身につけた子どもを育む社会づくりのため、
有害環境の除去に努めます。

4 高齢者

(1) 現状と課題

我が国の高齢化は世界に例を見ない速さで進み、2022（令和4）年9月15日現在、我が国の65歳以上の高齢者人口は、約3,627万人（前年比6万人増）で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.1%（同0.3ポイント上昇）となっています。2040年には35.3%になると見込まれており超高齢化社会を迎えようとしています。本町においては2022（令和4年）9月末現在、高齢化率が28.1%となっています。全国と同様、今後も高齢化が続くと見込まれています。

そのような中、「介護保険制度」が2000（平成12）年から施行され、介護が必要な高齢者やその家族の生活を支援する仕組みとして定着しています。

家庭や介護施設等で、高齢者に対する身体的、心理的、経済的虐待、介護や世話の放棄・放任等が深刻になる中、高齢者の尊厳を保持するため、「高齢者虐待防止法」が2006（平成18）年に施行され、地方公共団体は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うこととされました。その後、2014（平成26）年度に新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設、地域支援事業の充実などを内容とする介護保険制度の改正が行われ、さらに、2017（平成29）年度には、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進、医療・介護の連携の推進、見守り体制を含む地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等を盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行されました。

本町では、2021（令和3）年度に策定された「第2期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、すべての高齢者が、生涯健康で、助け合いながら暮らせる社会を実現することを目指し、高齢者施策や介護保険事業を展開し、地域包括支援センターを中心に地域包括ケアシステムの推進と地域共生のまちづくりに取り組んでいます。全国的には認知症や介護を必要とする高齢者への誤った認識から、家族などによる虐待や介護放棄などの人権侵害が大きな社会問題となっており、高齢者の権利擁護の理念は大変重要なっています。また、高齢者を狙った悪質商法や詐欺などが多発しており、その手口も悪質・巧妙化しているため、トラブルに巻き込まれる高齢者が増加しています。また、認知症になっても、個人の尊厳が尊重され、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利を擁護するとともに、支え合いの地域づくりを進めていくことが急がれます。

(2) 施策の方向性

今後の高齢社会を展望し、高齢者自らが社会の重要な構成員として、積極的に参画していくことができるよう、学習の機会の充実を図りながら、他世代との触れ合い、交流等により相互理解や連帯感を深め、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育む教育・啓発を推進していきます。

また、介護や支援が必要になっても住みなれた地域で安心して生活できるよう、生活支援体制の整備、介護保険や医療、年金制度の周知を図ります。

ア 高齢者の社会参画と生きがいづくりの推進

高齢者が地域社会において、自らの経験と知識を生かしながら積極的な役割を果すことができる社会づくりを目指します。いつでもどこでも健康・生きがいづくりができる場所として、校区センターや公民館等での介護予防のためのサロン・体操教室を充実させます。また、認知症への理解と対応できる地域づくりを進めるために、認知症サポートー養成講座、認知症SOS模擬訓練の実施、認知症カフェ運営への支援、認知症初期集中支援チームによる支援を実施していきます。

イ 高齢者の尊厳と自立支援

老後生活の不安要因のひとつは、加齢により心身機能が衰え、介護が必要になることです。長期にわたる介護疲れから高齢者の「人としての尊厳」が脅かされる状況を招くこともあります。そのため、高齢者の自立支援を行うとともに、家族介護者への支援体制の整備、在宅介護に必要な介護サービス基盤の整備及び質の確保を推進します。さらに、介護サービスや保健福祉サービス、日常生活支援などの相談対応を行う「地域包括支援センター」の機能の充実を図ります。

また、今後さらに増加が予想される認知症高齢者に対しても、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して支援の体制確立に取り組みます。

5 障がいのある人

(1) 現状と課題

障がい者対策の基本を定めた障害者基本法においては、障がい者福祉の理念として「個人の尊厳の尊重」「個人の尊厳にふさわしい生活の保障」「あらゆる分野の活動に参加する機会の保障」「障がいを理由とした差別や権利侵害の行為の禁止」などが定められています。

国連では、1975（昭和 50）年に「障害者の権利に関する宣言」が採択され、障がい者の基本的人権と障がい者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1981（昭和 56）年には、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」が決議され、1983（昭和 58）年を開始年とする「国連・障害者の 10 年」による世界的規模による運動が展開され、障がい者福祉の進展を願った様々な取組が行われました。

我が国では、このような国際的な動向と合わせ、障がい者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実を図るため、障がい者対策に関する長期計画を策定するなど、長期的視点に立った障がい者施策の推進が図られています。

2012（平成 24）年に「障害者虐待防止法」が施行され、2013（平成 25）年から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に定める障がい者に難病患者が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。2015（平成 27）年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病の患者が長期にわたり療養生活を送りながら社会参加の機会が確保され、地域で尊厳をもって生きることができるよう、共生社会の実現に向けた施策を総合的に実施することとされました。また、国は、2014（平成 26）年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、2016（平成 28）年には障害者基本法の基本原則を具体化するため、「障害者差別解消法」が施行されました。

本町においても、障害者基本法の基本理念のもと、障がい者により質の高いサービスを提供するための指針として、2015（平成 27 年 3 月）に「第 2 次大刀洗町障害者福祉計画」を策定し、2021（令和 3）年には「第 6 期大刀洗町障害福祉計画・第 2 期大刀洗町障害児福祉計画」を策定し障がい者施策を展開しています。

しかし、現実には、障がいの発生原因や症状についての理解不足も関わって、障がい者に対する偏見や差別意識は依然と根強く、障がいのある人々は様々な物理的、又は社会的不利益を被ることが多く、自立や社会参加が拒まれている状況にあります。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消、障がいのある人の社会参加の促進が必要です。

(2) 施策の方向性

障がいのある人もない人も地域で安心して、生き生きと暮らせる社会づくりと平等の実現に向け、障がいのある人に対する理解を深める啓発活動に努めるとともに、障がいのある人が地域で生活できる福祉サービス等の充実を図ります。

ア 啓発・広報の推進

ノーマライゼーションの更なる浸透を図るとともに、障がいの有無に関わらず同じ社会の構成員として、相互に人格と個性を尊重し支えあいながら共に生きる社会（共生社会）を目指して、障がい特性や障がい者への配慮等について理解啓発に努めます。

イ 生活環境の整備

住宅、公共施設、道路等生活区間のバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインの採用を進めます。さらに災害時にも必要な支援や情報提供ができるよう、各関係機関と連携し支援体制を整備します。

ウ 相談支援体制の充実

障がい者やその家族が身近な地域において適切な相談支援を受けられるよう各種相談支援機関と連携して相談支援体制の充実に努めます。

エ 権利擁護の推進

障がい者差別や虐待を防止するため、障害者差別解消法や障害者虐待防止法の積極的な周知に努めます。また、成年後見など権利擁護に関する制度の普及啓発に努めます。

オ 就労支援や社会参加の推進

障がい者がその適性に応じて地域で生活ができるよう就労移行・継続支援事業を充実すると共に関係機関と連携して雇用の促進を図ります。また、安心して仕事が続けられるよう町民や事業者への理解啓発、障害者優先調達法の推進に努めます。さらに、障がいのある人が地域行事やスポーツ、生涯学習等に参加できるよう、社会参加の機会の充実に努めます。

6 外国人

(1) 現状と課題

近年の急速な国際化の進展や 2019（平成 31）年 4 月 1 日に施行された「改正入管法」等により、日本に在住する外国人の数が急増しています。本町においても令和 3 年度末現在 376 人の外国人が居住しています。国籍別では、フィリピン籍・ベトナム籍・中国籍・ネパール籍等となっています。

こうした中、全国的には、他国の言語や宗教、習慣等への理解不足が原因で、外国人に対する偏見や差別意識が存在しているため、民間住宅への入居差別や就労差別など様々な人権問題が発生しています。国は、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチを解消するため、2016（平成 28）年に「ヘイトスピーチ解消法」を施行しました。

国際化が著しく進展する中、多文化共生社会へ対応できるよう、人権教育・啓発活動を推進する必要があります。

(2) 施策の方向性

外国人の人権について啓発活動や教育に取り組み、在住外国人に対する差別意識の解消を図るとともに、本町に居住するすべての人が、異なる文化や習慣の違いを正しく認識し、かつ尊重しながら共に安心して暮らすことのできる「共生・協働社会」の実現を目指します。

ア 人権教育・啓発の推進

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化・宗教・生活習慣等の多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指した人権教育・啓発に努めます。

また、在日外国人の問題においては、歴史的・社会的な経緯を踏まえ、排他主義的な考え方や誤った先入観などによる様々な意識の壁を取り払うための人権教育・啓発活動を推進します。

イ 外国人が住みやすいまちづくり

在住外国人が安心して、また、自信を持って生活できるようなまちづくりを推進します。町内在住外国人が外国人同士、または町民等と気軽に交流できる場を創出していくます。

7 感染症患者等

(1) 現状と課題

HIV 感染者・ハンセン病元患者等をめぐる問題において、感染症などの疾病についての正しい知識と理解が、必ずしも十分に普及しているとはいはず、あいまいな知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。

HIV 感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、そのウイルスによって体の免疫力（抵抗力）が低下することにより発症する様々な病気の総称をエイズ（AIDS）と呼んでいます。エイズは 1981（昭和 56）年にアメリカ合衆国で最初に症例が報告され、日本でも 1985（昭和 60）年に最初の患者が発見され、身近な問題として急速に注目されました。HIV 感染症は、感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識を持てば通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はないことが明らかになっています。多くの人の無理解が感染者や患者を孤立化させているのが現状です。

また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病しても現在では治療法が確立しており、遺伝病でないことも証明されています。日本では古くから特殊な病気として施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。このことが、さらに差別意識を助長することになったことは言うまでもありません。1996（平成 8）年の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親戚などとの関係を断たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

また、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症のように、新たに出現したウイルスとその感染への不安や恐怖から、感染者やその近親者、医療関係者、ワクチン未接種者に対して、誹謗中傷やいじめ、不当な差別をする事態が起こっています。

このような人権侵害はあってはならず、一人ひとりが正しい情報に基づいて、感染症に向き合い行動することが、何よりも大切です。病気を正しく理解し、差別や人権侵害の実態を学び、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消に取り組まなければなりません。

(2) 施策の方向性

病気に対するあいまいな思い込みは、差別や偏見を助長する結果となり得ることから、医療機関等と連携して、病気に関する正しい知識の普及や理解の促進に取り組みます。

また、HIV 感染者・ハンセン病元患者・その他の感染症や難病に対する差別や偏見が行われた事実を学習し、基本的人権の観点から、すべての人の生命の尊さを広

く伝えるとともに、お互いを理解し合える社会の実現を目指します。

ア 人権教育・啓発の推進

患者・回復者や家族に対する偏見と差別が一日も早く解消されるよう、様々な広報媒体を活用し、幅広く啓発を推進します。また、正しい情報や知識のもと理解するよう啓発を行います。

法務局及び県等関係行政機関、関係民間団体等と連携して、感染症や難病への正しい理解と偏見や差別をなくすための啓発に努めます。

イ 患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備

感染者や患者等のプライバシーの保護を図るため、関係職員に対する研修を通じて、その徹底を図ります。

人権侵害に関する相談については、法務局等関係機関と連携を図ります。

県や保健福祉環境事務所ならびに保健師等と連携した、相談体制の充実を図ります。

8 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるのにもかかわらず、さらに、興味本位の噂や心ない誹謗中傷等に名譽を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されてきました。

国では、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005（平成17）年には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定しました。

2008（平成20）年には「犯罪被害者等給付金支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」により給付金の支給額の引き上げ等が図られるなど、被害者等を支援するための施策が進められています。

2016（平成28）年には「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定され、毎年11月25日～12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

福岡県では、これらの基本法及び基本計画の方針等を踏まえ、2013（平成25）年に「福岡県犯罪被害者等支援に関する取組指針」を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開してきました。さらに2017（平成29）年に策定を行い、中長期的な視点を持った支援への取組や性犯罪などの潜在化しやすい被害に関する支援体制の充実など、被害者支援のさらなる推進が図られてきました。2018（平成30）年には犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにした「福岡県犯罪被害者等支援条例」が策定されました。この条例に基づく「福岡県犯罪被害者等支援計画（2019～2021年度）」では、基本方針や具体的な施策についても定め、支援を進めています。

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害だけではなく、その後の無責任な噂や偏見、マスコミ等の過剰な報道によってプライバシーが侵害され、精神的被害や経済的被害などの二次的被害を受けることもあります。

また、性犯罪被害に遭った場合、誰にも相談できないという状況も少なくなく、必要な支援を安心して途切れなく受けられるよう、関係機関との連携を図ることが求められます。

(2) 施策の方向性

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性について理解が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施します。

ア 啓発・教育の推進

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性等について、住民の理解が深まるよう、教育・啓発に努めます。

イ 相談・支援体制の推進

警察、法務局等国の関係機関、県、民間支援団体等と連携し、相互に協力して犯罪被害者の支援を推進します。

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長・拡散したりする書き込みを行うなどのさまざまな人権侵害事案が発生しています。特定の個人や団体を誹謗中傷し、名誉を棄損する行為は犯罪であり、民事的責任だけでなく、刑事的責任を負うこともあります。

また、子どもたちの間で、SNSやメールなどによるいじめや嫌がらせも発生しています。総務省の令和3年版情報通信白書によると、2020（令和2）年の我が国のインターネット利用率（個人）は83.4%に達しています。

1999（平成11）年には、インターネット等におけるなりすまし行為などを禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001（平成13）年には、インターネット上で人権を侵害するような書き込み等に対して、被害者がプロバイダ（インターネット接続業者）等に書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定されました。また、18歳以下の青少年がインターネットを利用する際、暴力・アダルト・出会い系・薬物といった有害情報に触れないように規制することを目的として、2009（平成21年）4月1日から、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備などに関する法律」（青少年ネット規制法）が制定され、有害情報については、「フィルタリング」により遮断する形で、各携帯電話会社、インターネット事業者やサイト管理者には、青少年の有害情報閲覧を防ぐよう、対応ソフトやサービスを提供する義務が課されています。さらに、2014（平成26）年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）が制定されました。

インターネットは、その性質上、一旦情報や画像が掲載されると消し去ることは極めて困難です。さらに、匿名性、情報発信の容易さから、真偽が定かでない情報も多く存在しています。そのため、一人ひとりが、情報の発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身に着け、情報を主体的に読み解き活用する力（メディアリテラシー）を養う必要があります。

スマートフォンの急速な普及に伴い、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長したりする表現の書き込みを行うなどのさまざまな問題の発生は、大人だけではなく子どもにも拡大しており、いじめに利用されることも問題となっています。また、インターネットの利用者が低年齢化し、SNS等を介した性被害や薬物取引等、家庭や学校から見えない場所で子どもが事件に巻き込まれる実態もあります。

そのため、学校においても、児童生徒への適切な利用についての教育が重要です。またインターネットを利用できない環境にいる人もいることから、情報格差が生じないように 平等に情報が得られるような配慮も必要です。

(2) 施策の方向性

インターネットの性質をふまえ、利用する際のルールやマナーを守り、人権を侵害する内容や根拠のない情報をインターネット上に掲載することなどがないよう、関係機関と連携し啓発の実施や教育活動の推進を図ります。

ア 啓発活動の推進

名誉やプライバシーに関して正しく理解し、一人ひとりがルールやマナーを順守し、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載する事がないよう、関係機関と連携し啓発を実施します。

イ 教育活動の推進

児童生徒が、インターネット上のさまざまな情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための教育の充実と保護者への啓発に努めます。

教職員に対し、インターネット上の誤った情報や偏った情報に関する問題や情報化の進展が社会にもたらす影響について認識し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、個人情報の取り扱い等に関する研修の充実を図ります。

ウ 関係機関との連携

法務局等との情報共有や連携、協力を図り、プロバイダへの削除要請など適切な対応に努めます。

10 性的少数者

(1) 現状と課題

「性」には、服装・しぐさ・言葉づかい、好きになる性別など、人の数だけバリエーションがあります。男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性とこころの性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたりと、学校生活や社会生活及び地域の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。性の在り方は、自身の根幹にかかわることでありますから、周囲、ともすれば、一番身近な存在である家族からも理解が得られず、追い詰められる状態となることまであります。L G B T Qなど性の多様性に関する理解を深めることが大切です。

国連は、2008（平成20）年に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。また、2014（平成26）年には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

我が国では、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができます。

また、2016（平成28）年には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシュアルハラスメントに当たることを、「男女雇用機会均等法」に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記しました。

このように、性的少数者の人権に関するさまざまな動きがあります。

性的指向や性自認は、本人の意思で決められるものではありませんが、周囲の無理解や誤解からくる偏見やからかいを恐れて、誰にも相談できず、孤立や生きづらさを感じている人も少なくありません。また、本人の了解なく第三者に暴露（アウティング）されることで、心が深く傷つけられる問題も起こっています。

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向かって、性の多様性について多くの人が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

学校においても、性的少数者である児童生徒に配慮する取組が進められていますが、児童生徒や教職員、保護者の性的少数者に対する理解は十分とは言いがたい現状があります。

さらに、児童生徒の性的指向・性自認に関する相談に対応できる体制が必要です。

(2) 施策の方向性

地域や職場、家庭において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、府内関係課や企業、支援団体等と連携し、講演会や研修の開催、啓発資料の配布などさまざまな手法による啓

発を推進します。

また、学校においては、児童生徒の心情に十分配慮し、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

ア 教育・啓発の推進

(ア) 学校教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進

性的少数者に対する教職員及び児童生徒への適切な理解を促進するとともに、いかななる理由においてもいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

当該児童生徒の心情に十分配慮し、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

(イ) 社会教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進

さまざまな場面において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、府内関係課や企業、支援団体等と連携し、講演会や研修の開催、啓発資料の配布などさまざまな手法による啓発を推進します。

イ 相談支援体制の整備

性の多様性を認め、誰もが自分らしく安心して生きられる社会の実現のため、関係機関と連携を図り、相談支援体制を整備します。

11 さまざまな人権課題

前述の人権課題のほかにも、次にあげるような人権課題等が存在しており、今後も引き続きあらゆる機会を通して人権教育・啓発を推進します。

- 生活困窮者
- ホームレス
- 北朝鮮当局による拉致被害者等
- アイヌの人々に対する偏見や差別
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別
- 性的搾取等を目的とした人身取引
- 被災者に対する風評被害や嫌がらせ など

それぞれの問題に応じた施策と人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

第3章 人権施策の総合的な推進

1 人権教育・啓発の推進

人権施策における主要な柱は、人権教育・啓発への取り組みといえます。

基本計画の目標の実現を図るために、町民一人ひとりが人権意識を高めていくことが必要です。そのためには、子どもから大人まで、あらゆる年齢層に対する人権教育及び啓発を行っていかなければなりません。

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

ア 就学前教育

保育園、幼稚園は、乳幼児が家族以外の人間と集団生活を送る初めての場であり、人間形成の基礎を培う重要な時期もあります。

園での生活では、様々な遊びや人のふれあいを通して社会生活における望ましい習慣や態度、豊かな心を育てるための保育・教育が求められます。

また、この時期の教育において家庭が果たす役割は極めて重要であり、保育園や幼稚園では、積極的に家庭との連携を図り、乳幼児の生活環境について適切な指導を行うことも必要です。

このため、乳幼児健診や子育ての相談・指導を充実し、家庭における養育機能の向上に努めるとともに、保育園においては、乳幼児の発育段階を踏まえ、家庭での生活を基に、人との関わりの中で他者を尊重し、人を大切にする心を養うなど、人権感覚の芽生えを育む取り組みを支援します。

また、保育士等が様々な人権問題に対して正しい理解と認識を深め、自らの人権意識を高めるように努めます。

イ 学校教育

今日の社会経済情勢や人々の生活意識、価値観の多様化が進む中、社会の変化が子どもたちに与える影響は大きいです。

子どもたちが人間形成の基礎を確立していく上で重要な時期にあることから、学力向上に向けた取り組みとともに、豊かな人間性をもった子どもたちの育成が強く求められています。

小・中学校においては、児童生徒一人ひとりの人権を尊重した教育を推進し、よりよい人間関係を築くことができるよう、9年間の教育活動全体を通して計画的・効果的な人権教育の充実を図ります。

そのために、学校における人権教育課題を的確に把握するとともに、人権教育の視点に立った教育活動を教育課程及び指導計画に意図的に位置づけ、学校生活のあらゆる機会や場において、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を適時適切に取り組む必要があります。

人権教育の推進にあたっては、各学校における人権教育推進体制の確立に努めます。そこで、一人ひとりの人権が大切にされる環境をつくり、自他のよさや価値観等の多様性を認め合える人間関係を築く教育活動を展開します。それらを通して、児童・生徒の人権感覚「知識的側面、技能的側面、価値的・態度的側面」の醸成を図ります。

ウ 社会教育

社会教育においては、家庭や地域などあらゆる場で生涯学習のための各種施策の実施を通して、町民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、地域の実情に応じた様々な人権に関する学習の充実を図っていくことが必要です。そのため、人権感覚の涵養や、一人ひとりが肯定的な自己認識力を高め、社会の中で自己実現を図ろうとする意欲や自信をもつことができるよう努めます。

エ 家庭地域

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、家庭や地域において、人権感覚を養うことが重要です。それぞれの実態に応じた啓発映画や視聴覚教材等を利用した各団体における研修会、高齢者学級や女性学級、乳幼児・家庭教育学級などそれぞれの個性ある学習の展開に努めます。

また、学校教育及び関係団体との連携を深め、指導者の育成に努めます。

オ 企業

企業は直接的・間接的に町民との深い関わりをもち、社会性、公共性を有しています。したがって、企業活動や企業内における人権侵害をなくし、人権意識を高めるための人権教育・啓発活動が積極的に推進されるよう支援に努めなければなりません。

以前から、地球環境の保全、男女共同参画社会の実現、少子・高齢社会への対応などに果たすべき役割をはじめ、同和問題をはじめとする人権問題の取り組みとして、公正な選考採用など基本的人権に配慮した適切な対応が強く求められています。

そのために、「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「高齢者雇用促進法」「障害者雇用促進法」などの法の周知を図り、公正な選考採用など人権意識の高揚を目指した取り組みをより一層強化しなければなりません。

また、近年は、L G B T Qをはじめとする多様な人材が活躍できる環境をつくるための取り組みも求められています。人権に関する資料や情報提供、啓発に努めます。

カ 特定の職業に従事する者

人権教育・啓発の推進にあたっては、町職員、教職員、社会教育関係者、福祉関係者、医療・保健関係者など、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者が人権尊重の理念を理解し、常に人権尊重に基づいた業務を遂行できるよう、研修を一層充実させます。

(ア) 町職員等

非正規職員を含めた町職員は地域に密着した様々な業務に従事しており、職務の内容は多岐にわたっています。そのため、職員は豊かな人権感覚を身につけ、あらゆる職場において人権に配慮した業務を遂行していかなければなりません。

そこで、人権問題をより身近なものとするために、人権研修を職員の主要研修に位置づけ、すべての職員があらゆる人権問題に対して正しい理解と認識が得られるように努めるとともに、町主催のイベントや研修会への積極的な参加を呼びかけます。

(イ) 教職員等

学校において、児童・生徒一人ひとりの人権意識を高める人権教育を推進するためには、教職員自身が人権問題に関する知的的理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることが重要です。

また、教育関係者全員が児童・生徒の人権意識に関する現状や課題を的確に把握し、人権課題の解決のための研修を実施することが必要となります。

そのために、研修内容の充実や手法の工夫・改善を行い、各学校の実態に応じた効果的な研修の実施に努めます。

(ウ) 福祉関係者

高齢者や障がい者、子育て等に関する相談が多様化する中、高齢者福祉や障がい者福祉担当職員、保健師など福祉行政職員や民生委員・児童委員、社会福祉施設職員など福祉関係業務の従事者は専門知識の習得はもとより、人間の尊厳と個人の身上に関する秘密を守るなど、人権意識に根ざした実践行動が求められます。

このため、各種研修等において人権問題を組み入れるなど、福祉関係者に対する人権教育を推進するとともに、福祉関係事業所ごとの人権研修が積極的に取り組まれるよう支援します。

(エ) 医療・保健関係者

病院・診療所などの医療業務に携わる医療関係職員や健康相談、訪問看護・指導等を行う保健関係者などについては、個人の生活に深い関わりをもつ業務を担っています。このため、患者などを個人として尊重するとともに、プライバシーや個人情報の保護に努めるなど、人権に配慮した対応を行う必要があります。

今後は、関係機関等の協力を得て、これから業務に携わる職員が人権問題を正しく理解し、実践できるよう人権意識の高揚を図るための支援や研修の充実に努めます。

(2) 人権教育・啓発の効果的な推進

人権を尊重することは個人の個性と能力を十分に發揮できる社会の基礎的条件であり、世界共通の課題です。しかし、今なお様々な人権問題が引き起こされています。

このような状況から、すべての人々の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指すためには、一人ひとりの人権意識を高めるための人権教育・啓発を進めていかなければなりません。

そのためには、各関係機関との連携、協力を推進するとともに、学習の場の提供や学習内容の充実等に取り組んでいく必要があります。

ア 学習の場の充実

校区センター等への情報提供に努めるとともに、町民の学習・交流の場となるよう、相互に連携を深め、人権教育の推進のための機能充実を図ります。

イ 学習内容の充実

町民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的な人権感覚を身につけられるようにしなければなりません。

そのためには、各種研修会、講演会等の内容の工夫・改善を図ることが重要とな

ります。それぞれの実態に応じた啓発映画などの視聴覚教材等を利用した 各団体における研修会、また、高齢者学級や女性学級、乳幼児・家庭教室学級などもそれぞれの個性ある学習を展開していきます。

ウ 人材の育成

幅広く市民への人権教育・啓発を進めていくためには、地域における指導者が必要です。

学校教育及び関係団体等との連携を図り、指導者の育成に努めています。

エ 教材の整備

人権教育・啓発活動を推進するにあたっては、優れた人材と教材の整備が必要となります。学校教育においては、それぞれの発達段階に応じた教材の整備と活用を図ります。

また、人権読本や視聴覚教材等を整備し、地域や職場での研修における活用促進に努めます。

2 相談・支援・権利擁護の充実

市民が、差別的な取り扱いや人権侵害など人権問題上、不当な扱いを受けたときには、相談したり、支援を受けたり、自らの権利を行使できる仕組みが必要です。

また、このような問題を解決するためには、担当者の専門的知識や各相談窓口の担当者間の緊密な連携が必要となります。

今後は、国・県の関係機関と情報を共有し、問題解決にあたるなど連携・協力体制の充実を図ります。また、人権問題に関する相談・支援を担当する職員の資質の向上を図りながら市民が人権問題に対して、簡易に、効果的に相談できるような体制づくりに努めます。

第4章 推進体制等の充実

1 全庁的な推進体制

本町が実施するすべての施策は、日本国憲法の基本理念である平和主義・国民主権・基本的人権の尊重を基本としています。したがって、すべての施策は「人権施策」との理念の基に推進します。

これまで、同和問題、女性問題、子どもの問題、高齢者の問題、障がい者の問題など様々な人権問題を解決するために、それぞれの課題ごとに施策を講じてきましたが、いろいろな職場が横断的に連携して対応しなければならない問題などがあります。

そのため、これまでの取り組みをより充実させ、全庁的な推進体制による人権施策を推進します。

2 関係機関・団体等との連携・協力

人権施策の推進にあたっては、国、県の行政機関や社会教育団体、地域団体、民間団体等と連携しながら、実効ある計画の推進に努めていきます。

3 計画の推進期間と見直し

本計画は、中長期的な計画とし、人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に適切に対応し、必要に応じて適宜、見直しを行うものとします。